

90年代後半のように金融システム全体が危機に陥る可能性は現状では小さいと論じている。その理由として、2008年のリーマンショック以降、バーゼルⅢなどの銀行規制が強化された結果、日本の銀行の危機に対するストレス耐性が高まっていること（自己資本の充実、資金繰りの安定）を挙げている。ただし、今後コロナ禍によって銀行の大口借入先の破綻などが発生することがあれば、金融システムが不安定になる可能性を指摘している。同論文の分析は、政府・日本銀行の企業への金融支援が、中小企業だけでなく大企業にも十分目配りする必要があることを示唆するものといえよう。

下田知行「政府・日銀一体となった持久戦覚悟の企業金融支援策」(『金融財政事情』71巻22号)は、日米の企業金融支援策を比較分析している。米国の中小企業向け融資プログラムである Paycheck Protection Program (PPP) は、雇用の維持などを条件として貸金支払いなどに充当した融資額の返済を免除するという特色を持つ。また融資の申請の際に売上減少の証明書などは不要であり、使い勝手のよい制度となっている。ただし融資額は8週間分の事業資金のみをカバーする金額であるなど、短期間で経済回復を前提とした制度設計になっている。このため経済回復の遅れによってプログラムの延長を余儀なくされた場合、財政負担が膨らむ可能性がある。一方、日本の中小企業向け融資プログラムは、米国のような返済免除の仕組みはなく、申請が認められる要件も厳しい。しかし、融資額や条件の面で米国よりも手厚い支援となっている。同論文では、以上のような日米の企業金融支援策の特徴を、「給付が手厚い短期決

戦の米国、便利な融資で事業継続を持久戦で支える日本」と評している。

池尾和人「コロナ危機は供給サイドショック、需要刺激策は当面不要」(『金融財政事情』71巻18号)は、コロナ禍における経済政策の在り方について論じている。同論文では、現在の日本経済の落ち込みは、通常の不況のような経済の需要不足によるものではなく、コロナ感染の拡大によって企業の生産活動が混乱し、経済の供給サイドに大きな負のショックが生じているためだと論じている。このような状況で通常の不況時のような景気刺激策をとると、需要の拡大に経済の生産能力が対応できずインフレーションが生じる可能性があるとしている。したがって、現在の適切な経済政策は、景気刺激策ではなく、コロナ禍が終息するまで経済の生産能力を温存するための生活支援策（売上が大きく減少した中小企業や失業した労働者への現金給付）であると主張している。もし適切な生活支援策が実施されずに経済の生産能力が大きく棄損してしまうと、コロナ禍終息後も生産の落ち込みが長期化する危険性も指摘している。生活支援策の担い手は財政政策であり、金融政策は現状維持が適切であると論じている。

コロナ禍の厳しい経済状況にも関わらず、政府・日本銀行の手厚い金融支援により、懸念された企業倒産の激増などは今のところ見られない。また金融システムの安定性も維持されている。しかし新型コロナウイルスの予防法・治療法が確立するまでは、厳しい経済状況が続くと考えられる。政府・日本銀行は、これまでの政策対応で得られた知見を活かし、長期化するコロナ禍への対応策を考える必要があるだろう。

【Reference Review 66-2号の研究動向・全分野から】

国立銀行の研究

商学部教授 木山 実

粕谷誠『戦前日本のユニバーサルバンキング—財閥系銀行と金融市場—』(名古屋大学出版会、

2020年11月)や白鳥圭志『横浜正金銀行の研究—外国為替銀行の経営組織構築—』(吉川弘文館、

2021年2月)など、戦前期の銀行経営に関する著作の刊行が最近相次いでいることに示されるように、経済史・経営史の学界では、銀行史研究が盛んである。銀行と一口に言っても、時代を降るにつれて種類が多様化していくのだが、2020年には明治期の国立銀行に関する論稿がいくつかみられた。

国立銀行とは明治新政府が近代的な金融システム構築のため、アメリカのナショナル・バンク制度をモデルに明治5(1872)年に国立銀行条例を發布し、これに応じて設けられた民間銀行であり、国によって経営されたものではない。この条例では全出資者の有限責任が認められたので、国立銀行は日本における最初の株式会社とも目されるものである。それゆえ国立銀行は株式会社発生史の観点からも注目されてきた。明治5年發布の条例に沿って設けられた銀行は、政府の期待に反してわずか4行に過ぎなかったが、明治9年に設立条件を大幅に緩和した改正国立銀行条例が発せられるや、これに応じて各地の富豪が次々と国立銀行設立に動き出す。明治12年には想定された国立銀行全体の資本金に達したので、153行目に認可を受けた京都の銀行で認可は打ち止めとなった。国立銀行には銀行券の発行が認められていたので各行は発券業務も行ったが、明治15年に日本銀行が開業し、同17年に兌換銀行券条例が制定され日銀が唯一の発券銀行となったため、国立銀行は発券機能を奪われてしまう。併せて国立銀行の営業年限は20年間と定められたので、明治29年以降、普通銀行への転換が進められた。このように国立銀行の概略を確認したところで、以下では2020年に出た国立銀行に関する論稿をいくつか紹介していこう。

鹿野嘉昭「なぜ国立銀行の創設は4行にとどまったのか」(同志社大学『経済学論叢』第71巻第4号)は、表題の通り、明治5年發布の国立銀行条例に沿って設けられた銀行はなぜ4行だけだったのかを検討したものである。同条例が明治9年に改正されるまでの期間の国立銀行の営業状況をさらに詳しく検討する必要があるとしながらも、設立が4行にとどまった理由として、①大蔵省が設立許

可に関して慎重姿勢を維持したため、②国立銀行創設に際して出資者たちがその収益性が低いと判断したため、③国立銀行の前段階としての為替会社の破綻処理過程でその出資者にも損失負担が求められたことが富豪たちに国立銀行への出資を躊躇させたため、④国立銀行制度ができる前から金融業に従事していた三井や小野のような大手業者が府県為替方の運営を通じて地方レベルでの金融も押さえており、国立銀行を新たに設けても全国的な為替決済ネットワークの構築は困難であろうと富豪たちが判断したため、等をあげている。

早川大介「八王子第三十六国立銀行の設立と展開(1878-1897年)」(『愛知大学経済論集』第213号)は東京府移管前の神奈川県下時代の八王子で生糸商・織物商らによって設立された第三十六国立銀行の分析である。国立銀行条例では最低資本金が5万円と定められていたが、同行では当初集まった額はそれに達せず、神奈川県庁から士族と合同での設立を提案されたが、商人たちはそれを拒み商人らでかき集めたようである。明治11年2月には大蔵省から営業免許が下付された。資本金5万円で開業した同行は、明治29年までには資本金20万円まで増資していたが、同年さらに10万円増資し資本金は30万円となった。国立銀行の資本金は府県ごとに総量規制が政府によって定められており、簡単に増資できるものではなかったが、最後の10万円増資が可能となったのは、神奈川県100万円、東京府500万円という資本金割当があったところに、明治26年に三多摩地区が東京府に移管されたことが影響していると推測されている。同行の融資は八王子の生糸商や織物商に対するものが中心であるとみられ、コルレス網は商人らの活動範囲の拡大を反映してか1880年代半ば(明治18年頃)には関東地区8カ所であったのが、明治30年には東北や名古屋・京都など33カ所にまで拡大した。同行は一度も赤字を出しておらず、配当性向は平均70%と当時の株式会社と同様に高かったという。同行が普通銀行に転換した後は日露戦後の不況で経営不振となり安田財閥傘下となるが、その辺のことについて早川氏は別稿「安田銀行と地方銀行の系列化」(成城大学『経

済研究』第230号)にまとめておられる。

早川氏の論稿が商人によって設けられた国立銀行を描いているのに対し、畠中茂朗「第百十国立銀行の創設と発券業務に関する一考察」(『山口県史研究』第28号)は山口県士族が設けた第百十国立銀行に関するものである。同行は100万円という全国的にもかなり巨額な資本金額が予定された(開業前に60万円に減資されたがそれでも巨額)が、国立銀行の資本金額は各府県人口や租税高を基に大蔵省から割り振られ、山口県で設けられる国立銀行の資本金額は24万円程度と見積もられたにもかかわらず、同行の資本金がかなり巨額に設定されたのは、設立を推進した旧長州藩士族たちが旧薩摩藩に対して優越性を示そうとしたことが影響したという。旧薩摩藩士族は一足先に第五国立銀行を設けており、そこでは資本金額は100万円が目標とされていたのである(設立時には半額の50万円を政府に申請したが)。この巨額の資本金額を大蔵省が認めたのは、「維新の雄藩」へ

の配慮、また近世以来の重要な港湾都市下関の存在も影響していたようである。同行は旧萩藩士が約9割、支藩の旧徳山藩士が約1割を出資して設けられたが、この両藩の旧藩主は出資しなかった。旧藩主家当主が出資者にならずに創業資金を調達したのは同行の特色であるという。同行の初代頭取に就いたのは毛利一門右田毛利家の家督を継いだ毛利藤内で、明治初年にフランス留学の経験をもつ。この頭取毛利藤内を支えたのが取締役兼支配人の佐々木男でもあり、この両名を含む経営陣5名の下、出納長、簿記方、書記方などの現場スタッフを加えた合計22名で創業した。同行が発行した銀行券はほぼ全額が県内で流通したが、それは県内での士族に対する信認(信頼)と結びついてきたとみている。同行は所有と経営が分離しており、組織的にも近代的企業の要素を備えていたが、「旧藩意識」も多分に内包していたことが強調されている。

【Reference Review 66-3号の研究動向・全分野から】

地球温暖化対策の議論の動向

国際学部教授 宮田 由紀夫

地球温暖化対策に無関心だったトランプ政権がバイデン政権に代わるによりアメリカの取り組みが活発になることが期待されている。しかし、この4年間に地球温暖化そのものが歩みを止めていたわけではなく、またアメリカ連邦政府以外ではさまざまな対策が講じられてきたので、地球温暖化対策における課題についての議論の動向を紹介したい。

松本哲人「温暖化防止を阻む『認識』と『政策』の壁」(『日経ビジネス』2020年7月6日号)と「脱炭素と経済の両立成否を握る3つの技術」(『日経ビジネス』2020年7月13日号)は、まず地球温暖化は現実起きており、それは人間の経済活動による二酸化炭素排出量の増加が原因であると明言している。そのうえで対策について議論を進め

る。炭素税の導入(排出権の取引)によって二酸化炭素排出量削減の誘因を与えることが経済学的には好ましいが、具体的な削減の方法や代替案については市場メカニズムが必ずしも適切に機能しない場合もあり、また政治的要素も入ってくるので実行が難しくなる。

たとえば、所得当たりのエネルギー消費やエネルギー当たりの二酸化炭素排出量は省エネルギー技術の進歩によって改善しているのだが、世界経済が成長し所得が増えているので二酸化炭素の排出総量はなかなか減らない。電気自動車はいかにして化石燃料に頼らず発電するかが重要である。また、天然ガス自動車・電気自動車・燃料電池車はガソリンスタンドほど充填設備が整っておらず、このことが低炭素自動車の普及を妨げ、それ